

北加積小学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月

滑川市立北加積小学校

1 北加積小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

滑川市立北加積小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するよう、「北加積小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指します。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止等のための体制づくり ※参照 **資料1** **資料2**

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくり、「自分の大切さと共に、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・校内いじめ防止委員会を組織し、いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止、早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。
- ・指導体制の点検と見直しを随時行います。

(2) いじめの未然防止のための取組 ※参照 **資料3** **資料4**

- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、全教員で日頃からの児童たちの人間関係の変化を把握し、情報の共有を図ります。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うように努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進め、充実感や自己存在感を感じられる「居場所づくり」に努めます。
- ・学校の教育活動全体を通して、他者から認められ、役に立っているという自己有用感を感じ取れる「絆づくり」を進めたり、自己肯定感を高められたりするよう努めます。
- ・児童がいじめの問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言等）を推進します。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く児童たちを見守ります。
- ・ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いをもち、早い段階からの的確に関わり、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(4) いじめへの対処の取組 **※参照** **資料5**

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、「校内いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や教育委員会で解決が困難な場合には、警察署等、関係機関と相談をして対応します。
- ・いじめられた児童又はその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた児童を別室で指導するなどの措置をとり、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを行います。

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて地方法務局等の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。（いじめが「解消している」状態①いじめに係る行為が止んでいること〈3か月以上〉②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと）

3 重大事態への対処について

（1）重大事態とは

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）

※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

（2）重大事態の対処についての留意事項

- ・速やかに市教育委員会及び市長に報告し、教育委員会の支援のもと、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・当事者の同意を得た上で、必要に応じて説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。

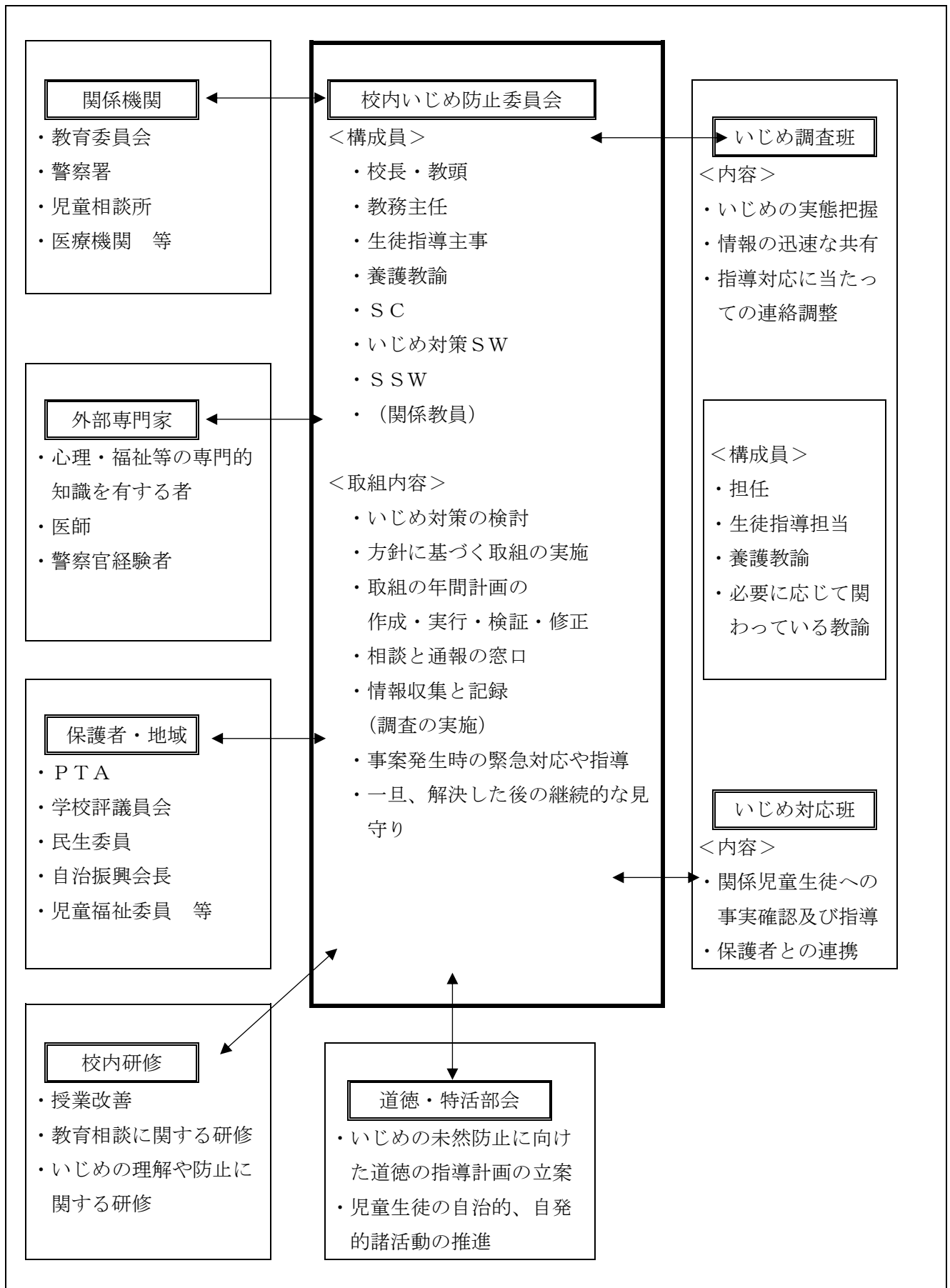
※ 調査については、「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づき行う。

資料1 【表1 校内いじめ防止委員会】

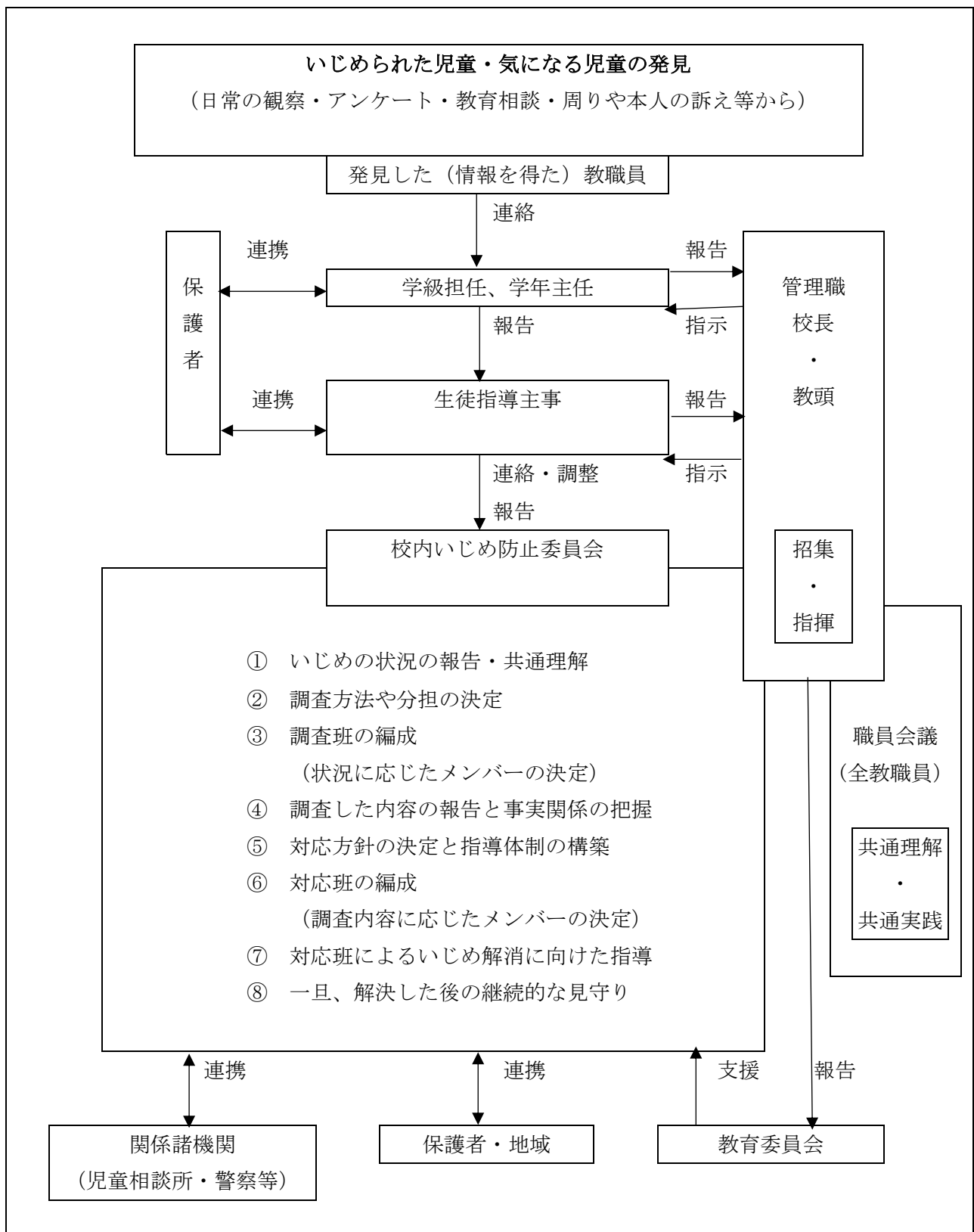
役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備考
校長	海見 純	総括		
教頭	大茂 孝二郎	調査対応総括		
教務主任	松岡 倫代	調査班	対応班	
生徒指導主事	北川 義人	連絡調整		
各学年担任	上田 裕子、本木 美聖、千代 悠太、 丸本 瞳、岡本 拓也、橋本 みのり、 澁谷 康一、大野 晴美、清河 良美	調査班	対応班	
養護教諭	大村 智世	調査班	対応班	
SC いじめ対策SW	金子 久美子 川上 千津子	調査班	対応班	
SSW	神通 一仁	調査班	対応班	

資料2 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

（「法」第22条に基づく組織＜必置＞）



資料5 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



資料3 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画その1】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →				
	いじめ対策委員会 実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通 職員会議 P T A 総会及び 学年懇談会での 保護者啓発			「気にかかる児童」・ いじめ問題に関する 職員研修会①	
未然防止への取組					
	学年・学級づくり 人間関係づくり			児童会や未然防止に向けた 自治活動 いじめ実態 把握調査	
早期発見への取組					
	心のアン ケート	「先生とお 話しましょ う」アンケー ト (いじめ等) 教育相談週間	心のアン ケート		

資料4 【表3 いじめ問題への取組の年間指導計画その2】

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →						
	いじめ対策委員会 実施② ・ 情報共有 ・ 2、3学期の指導の確認		「気にかかる児童」・ いじめ問題に関する 職員研修会②			いじめ対策委員会 実施③ ・ 本年度のまとめ ・ 指導計画の見直し	
未然防止への取組	学年・学級づくり 人間関係づくり (運動会・なかよし班活動・宿泊学習・校外学習等)			「人権週間」 の取組			
				いじめ実態 把握調査		いじめ実態 把握調査	道徳・特別活動 計画へ生かす
早期発見への取組	心のアンケート		「先生とお話し しょう」アンケート (いじめ等)		心のアンケート	「先生とお話し しょう」アンケート (いじめ等)	
			教育相談週間			教育相談	保護者 学校評価アンケート